

平成31年度

入園申込みのしおり

保育所・認定こども園



○保育所、認定こども園の入園を希望する場合は、このしおりをよくご覧いただき、お申し込みください。なお、申込書類に不備・不足があると受け付けできない場合がありますのでご注意ください。

※保育園は、児童福祉法での区分は保育所になります。

○ご不明な点がございましたら、下記の担当にお問い合わせください。

湯沢市福祉保健部子ども未来課児童福祉班

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

TEL 0183-78-0166

- ◆小学校就学前のお子さんの施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」が利用できるようになりました。

幼稚園

3～5歳

**小学校以降の教育の基礎をつくるための
幼児期の教育を行う学校**

利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。

利用できる保護者 制限なし。

保育所

0～5歳

**就労などのため家庭で保育のできない
保護者に代わって保育する施設**

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

認定こども園

0～5歳

教育と保育を一体的に行う施設

●幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

3つのポイント

- 1 保護者の状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
- 2 保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合でも、通い慣れた園を継続して利用できます。
- 3 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

- ◆ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、様々な子育て支援があります。

一時預かり

急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくなります。

子育て支援センターなど

身近なところで気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を増やしていきます。

病児保育

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、保育所に付設されたスペースで預かります。

放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしている取り組みです。

- ◆新制度では、3つの区分の認定に応じて、施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用先が決まってきます。

1号認定	2号認定	3号認定
教育標準時間認定	満3歳以上・保育認定	満3歳未満・保育認定
お子さんが満3歳以上で、 教育を希望される場合	お子さんが満3歳以上で、 「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望される場合	お子さんが満3歳未満で、 「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望される場合
利用先 幼稚園 認定こども園	利用先 保育所 認定こども園	利用先 保育所 認定こども園

- ◆保育所などでの保育を希望される場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。保育を希望される場合の保育認定(2号認定、3号認定)に当たっては、以下の2点が考慮されます。

① 保護者（父、母）が保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

※就労は、保護者の就労時間の下限が1か月当たり48時間（予定）以上となります。

※保護者等が求職活動中の理由で申し込む場合は、約3か月間の利用となります。ただし、期間満了までに必要書類の提出があった場合は、保護者等の状況に応じて期間を延長します。

② 保育の必要量 **就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。**

- a 「保育標準時間」▶フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
- b 「保育短時間」▶パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

※保育必要量の認定は、保護者の就労時間が1か月当たり120時間以上であれば原則として「保育標準時間」認定、120時間未満であれば原則として「保育短時間」認定となります。

◆湯沢市内の保育所、認定こども園（開園時間や事業内容が変更になる場合があります。）

地域	施設名	区分	開園時間	教育時間 保育標準時間 保育短時間	平成31年度利用定員数				一時預かり	延長保育	休日保育	病児保育	
					1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上	3号認定 1・2歳児	3号認定 0歳児				病後児	体調不良児
湯沢	愛宕幼稚園 愛宕町二丁目1-16 0183-73-1507	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	50人	10人	7人	3人	○	○			
	湯沢若草幼稚園 清水町二丁目3-3 0183-73-6738	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含)	教育時間 8:00～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	65人	24人	6人 <small>2歳児クラス</small>		○	○			
	双葉幼稚園 表町四丁目7-8 0183-73-0110	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含, 延長保育含)	教育時間 9:30～14:20 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	60人	31人	30人	9人	○	○			
	湯沢よつばこども園 田町二丁目3-52 0183-73-2272	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	教育時間 9:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	15人	55人	36人	14人	○	○			
	いわさきこども園 岩崎字千年71-4 0183-72-3165	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	7人	51人	32人	5人	○	○			
	湯沢保育園 柳町二丁目4-37 0183-73-2361	保育所	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00		84人	24人	12人	○	○	○		
	湯沢乳児保育園 元清水二丁目3-26 0183-72-2728	保育所	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00			27人	13人	○	○		○	
	みたけ保育園 裏門一丁目2-33 0183-73-1745	保育所	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30		50人	30人	10人	○	○			○
深堀保育園 深堀字高屋敷58-3 0183-72-2512	保育所	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30		42人	12人	6人	○	○			○	
稲川	あおぞらこども園 三梨町字古三梨155 0183-42-3117	認定こども園	月～土 7:00～18:30 (預かり保育含, 延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:30～16:30	20人	75人	40人	15人	○	○			○
	駒形保育園 駒形町字八面狐塚58 0183-42-2223	保育所	月～土 7:00～18:30 (延長保育含)	保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:30～16:30		27人	17人	6人	○	○			

地域	施設名	区分	開園時間	保育短時間 保育標準時間 教育時間	平成31年度利用定員数				一時預かり	延長保育	休日保育	児保育	
					1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上	3号認定 1・2歳児	3号認定 0歳児				病後児	体調不良児
雄勝	おかち保育園 横堀字土淵28 0183-52-2559	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含、 延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:00	25人	50人	30人	10人	○	○			○
皆瀬	皆瀬保育園 皆瀬字沢梨台47-2 0183-46-2446	保育所	月～土 7:00～18:30 (延長保育含)	保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:00～16:00		32人	12人	6人	○	○			

○申請手続きは、利用予定日の2か月前から受付します。

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・お子さん、保護者及び同居する家族の個人番号（マイナンバー）が分かるもの（通知カード、マイナンバーカードなど）

教育部分のみの利用を希望の場合

（1号認定）

【申請要件】

- ・お子さんが満3歳以上であること

【申請先】各認定こども園

保育部分の利用を希望の場合

（2号・3号認定）

【申請要件】

- ・保育利用予定日において、お子さんが産後8週を経過していること
- ・保育の必要性があること

【申請先】市

保育利用に係る注意事項

1か月以上保育所等を欠席するなど、長期間にわたって保育利用がない場合や、利用頻度が著しく少ない場合、保育の必要性が認められないため、退園手続きを取っていただく場合があります。長期間にわたり保育所等を欠席する場合は、速やかに子ども未来課までご相談ください。

★一時預かりについて

急な用事などで家庭での保育が一時的に困難となった場合、1か月につき14日以内まで、保育所等で一時的にお子さんを保育します。一時預かりを希望する際は、保育所等に直接お問い合わせください。

お子さんが満3歳以上で教育部分の利用を希望の場合

利用可能施設：愛宕幼稚園、湯沢若草幼稚園、双葉幼稚園、あおぞらこども園、おがち保育園、湯沢よつばこども園、いわさきこども園

- ① 保護者が認定こども園等に直接利用希望申込みをします ※市が必要に応じて利用支援をします
- ② 認定こども園等から入園の内定を受けます (定員超過の場合などには面接などの選考あり)
- ③ 認定こども園等を通じて市に利用のための認定を申請します
- ④ 認定こども園等を通じて市から1号認定証が交付されます
- ⑤ 認定こども園等と契約をします

保育部分を利用希望の場合

利用可能施設：愛宕幼稚園、湯沢若草幼稚園、双葉幼稚園、湯沢よつばこども園、湯沢保育園、湯沢乳児保育園、みたけ保育園、いわさきこども園、深堀保育園、あおぞらこども園、駒形保育園、おがち保育園、皆瀬保育園

① 保護者（父、母）が、市に「保育の必要性」の認定申請をします

(1) 保育を必要とする事由 … 添付書類

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 就労 …………… | 就労証明書 |
| <input type="checkbox"/> 妊娠、出産 …………… | 母子手帳の写し、妊娠・出産に関する申立書 |
| <input type="checkbox"/> 保護者の疾病、障害 …………… | 診断書・障がい者手帳の写し等（交付されている場合のみ）
疾病・障がいに関する申立書 |
| <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護 …………… | 診断書・障がい者手帳の写し等（交付されている場合のみ）
介護・看護に関する申立書 |
| <input type="checkbox"/> 災害復旧 …………… | 罹災証明書等、災害復旧に関する申立書 |
| <input type="checkbox"/> 求職活動（起業準備含） …………… | 求職活動に関する申立書 |
| <input type="checkbox"/> 就学（職業訓練含） …………… | 在学証明書や授業時間が確認できる資料等
就学（職業訓練）に関する申立書 |

- 虐待・DVのおそれ
- 育児休業中の既保育利用児の継続利用
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※就労は、保護者の就労時間の下限が1か月当たり48時間（予定）以上となります。
※保護者等が求職活動中の理由で申し込む場合は、約3か月間の利用となります。ただし、期間満了までに必要書類の提出があった場合は、保護者等の状況に応じて期間を延長します。
※必要に応じて各種資料を提出していただくことがあります。

(2) 保育の必要量

- a 「保育標準時間」▶フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
- b 「保育短時間」▶パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

※保育必要量の認定は、保護者の就労時間が1か月当たり120時間以上であれば原則として「保育標準時間」認定、120時間未満であれば原則として「保育短時間」認定となります。

② 市から2号または3号の認定証が交付されます

③ 市に保育所等の利用希望の申込みをします ※①と③は同時に手続き可能です。

④ 申請者の希望、保育所等の状況などにより利用調整をします

第1希望に入所枠がない場合、第2・第3希望で入所調整を行います。
この場合は、担当者が保護者へ電話等で確認をします。

⑤ 利用先の決定後、市と契約となります

※市外の施設を利用したい場合は、子ども未来課まで相談ください。

保育料は、児童の扶養義務者（父・母及び生計の中心者）の市民税所得割額により決定されます（住宅取得控除・配当控除など税額控除を適用する前の税額）。4月分から8月分までの保育料を前年度の市民税所得割額で算定し、9月分から3月分までの保育料を当該年度の市民税所得割額で算定します。未申告などにより、保育料の算定ができない場合は、不利益を受けることがありますので、必ず税金の申告を行ってください。

すこやか子育て支援事業（すこやか助成）は、秋田県が独自に実施している事業で、県と湯沢市が対象経費を負担し、保護者の方々が負担する保育料を軽減する制度です。

【参考】平成31年度保育料

○1号認定・【満3歳以上】… 幼稚園や認定こども園（教育部分）の保育料（月額）

階層	定義 市町村民税の課税額で判定	徴収金 基準額	すこやか 助成適用 後
第1階層	生活保護受給世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円	1,500円
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	10,100円	5,050円
第4階層	〃 77,101円以上 211,201円未満	15,000円	11,250円
第5階層	〃 211,201円以上	20,000円	適用外

○2号認定【3歳児から5歳児クラス】… 保育所や認定こども園（保育部分）の保育料（月額）

階層	定義 市町村民税の課税額で判定	保育標準時間		保育短時間	
		徴収金 基準額	すこやか 助成適用後	徴収金 基準額	すこやか 助成適用後
第1階層	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	6,000円	3,000円	6,000円	3,000円
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	16,500円	8,250円	16,300円	8,150円
第4階層	〃 48,600円以上 97,000円未満	25,500円	19,125円	25,000円	18,750円
第5階層	〃 97,000円以上 169,000円未満	30,000円	22,500円	29,400円	22,050円
第6階層	〃 169,000円以上 301,000円未満	30,000円	適用外	29,400円	適用外
第7階層	〃 301,000円以上 397,000円未満	30,000円	適用外	29,400円	適用外
第8階層	〃 397,000円以上	30,000円	適用外	29,400円	適用外

○2号・3号認定【0歳児から2歳児クラス】… 保育所や認定こども園（保育部分）の保育料（月額）

階層	定義 市町村民税の課税額で判定	保育標準時間		保育短時間	
		徴収金 基準額	すこやか 助成適用後	徴収金 基準額	すこやか 助成適用後
第1階層	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	4,500円	9,000円	4,500円
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,500円	9,750円	19,300円	9,650円
第4階層	〃 48,600円以上 97,000円未満	28,500円	21,375円	28,000円	21,000円
第5階層	〃 97,000円以上 169,000円未満	40,000円	30,000円	39,300円	29,475円
第6階層	〃 169,000円以上 301,000円未満	48,000円	適用外	47,100円	適用外
第7階層	〃 301,000円以上 397,000円未満	52,000円	適用外	51,100円	適用外
第8階層	〃 397,000円以上	52,000円	適用外	51,100円	適用外

○多子軽減について（幼稚園や保育所、認定こども園などを兄弟姉妹で利用する場合）

- ① 教育認定子ども（1号認定）は、小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に徴収金基準額が2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ② 保育認定子ども（2号、3号認定）は、小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に徴収金基準額が2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※特例措置 次に該当する世帯については、上記①②の多子軽減の年齢制限をなくし、徴収金基準額が第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、第2階層の第2子は無料となります。

- ・教育認定子ども（1号認定） 市町村民税所得割合算額 77,101円未満
- ・保育認定子ども（2号、3号認定）市町村民税所得割合算額 57,700円未満

お願い 継続入所又は新規入所の手続きで、現況届又は入所申込みを提出いただいております。その中の世帯状況について、同居していないなどの理由で、入所している子どもの兄又は姉の氏名をすべて記入していない世帯は、多子軽減の特例措置が適用されていない場合がありますので、下記問い合わせにご連絡をお願いします。

○ひとり親世帯等（障がい者のいる世帯含む）の軽減について

第2階層で母子世帯及び父子世帯、または障がい者手帳などをお持ちの方がいる世帯は、徴収金基準額が無料となります。

※特例措置 ひとり親世帯等（障がい者のいる世帯含む）で、市町村民税所得割合算額 77,101円未満の世帯について、多子軽減の年齢制限をなくし、徴収金基準額が第1子の1号認定は3,000円、2号認定は6,000円、3号認定は9,000円となり、第2子以降は無料となります。

○市町村民税所得割合算額について

父母以外の方（祖父母等）が生計の中心者と判断される場合には、その方の市町村民税課税額も含めて算定します。

○第3子以降が出生した場合における助成（すこやか助成）

平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた場合、第2子以降の保育料が全額助成（無料）の対象となります。申請が必要となりますので、下記問い合わせ先にご連絡をお願いします。

※出生順位は同一戸籍において認定し、第1子の年齢制限なし

※平成30年度から市町村民税所得割合算額による助成対象の制限を撤廃しました。（湯沢市独自拡充）

○第2子が出生した場合における助成（すこやか助成）

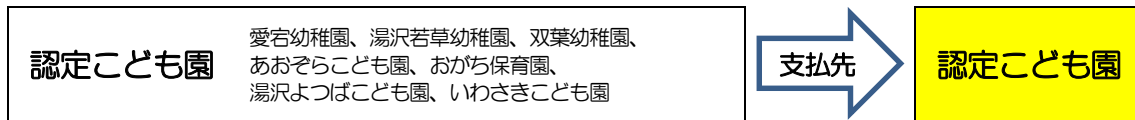
平成30年4月2日以降に第2子が生まれた場合、次に該当する世帯の第2子の保育料が全額助成（無料）の対象となります。申請が必要となりますので、下記問い合わせ先にご連絡をお願いします。

※出生順位は同一戸籍において認定し、第1子の年齢制限なし

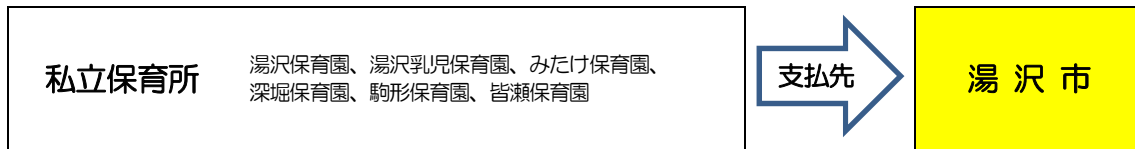
- ・教育認定子ども（1号認定） 市町村民税所得割合算額 211,201円未満
- ・保育認定子ども（2号、3号認定）市町村民税所得割合算額 169,000円未満

保育料の納付

◆支払先は、利用する施設によって異なります。



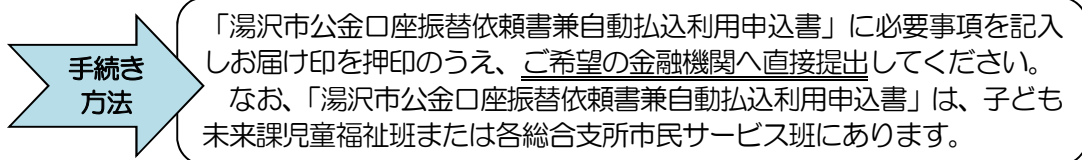
➤ 認定こども園等の保育料はその施設に納付していただきます。詳しい内容は利用する施設にお問い合わせください。



➤ 私立保育所の保育料は、毎月、月末までに **1**、**2** の方法により納付していただきます。

1 口座振替による支払い

毎月末(休業日の場合は、翌営業日)に指定口座から引き落としになります。



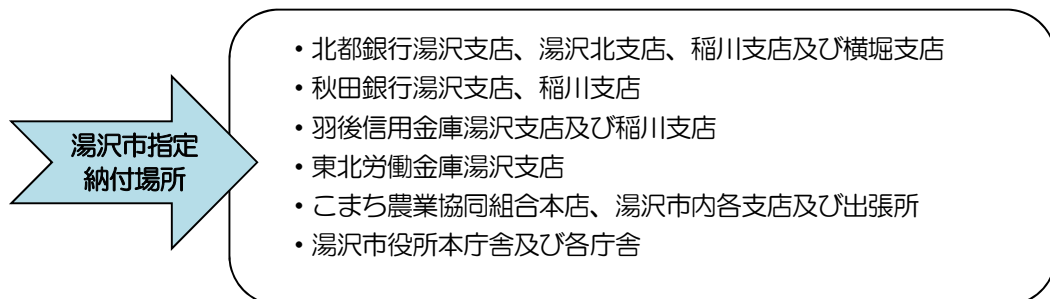
湯沢市指定口座（金融機関）	
・北都銀行各支店	・東北労働金庫各支店
・秋田銀行各支店	・こまち農業協同組合各支店
・北日本銀行各支店	・ゆうちょ銀行各支店
・羽後信用金庫各支店	

※1 手続きに時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

※2 引き落としの対象は当月分のみです。過去分の保育料に関しては引き落としできませんのでご了承ください。

2 納入通知書による支払い

子ども未来課児童福祉班から送付される納入通知書で毎月末（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）までに下記の納付場所で納入してください。



保育料は必ず期限までに 納めましょう！！

保育料 は、未来を担うお子さんの給食や教材、また家庭に代わりお子さんを教育、保育している教諭、保育士の賃金等へ充てられる大切な財源です。

保育料を滞納すると、他の方との公平性が失われるだけでなく、教育、保育現場に大きな影響を与え、現在の教育、保育サービスが維持できなくなるおそれがあります。

市では、公平性の確保と教育、保育サービスの維持・向上を図るため、滞納対策として次の取り組みを進めていきます。

① 自宅、勤務先への電話等

② 保育園、自宅、勤務先への訪問徴収

未納のまま放置されますと、納付の意思がないものと判断され、処分を受ける場合があります。何らかの事情で保育料を納められない場合は、早めに納付先の認定こども園又は子ども未来課児童福祉班までご相談ください。

保護者の住所や勤務先、家庭の状況などで入所申込のときの状況から変更があった場合は、すみやかに子ども未来課児童福祉班へ届け出てください。

マイナンバーの記入と本人確認書類提示のお願い

(1) 番号法の施行について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、平成28年1月1日以降の各種申請の際、申請児童及び保護者（父・母）のマイナンバーの記入が必要になりますので、ご協力をお願いします。

(2) マイナンバーの記載が必要な申請書類について

- ①支給認定申請（保育所、認定こども園等を利用するとき）
- ②支給認定変更申請（認定区分、保育必要量等の変更を行うとき）
- ③申請内容の変更届（住所等の変更を行うとき）
- ④現況届（年1回、保育の必要性の事由等について届出するとき）
- ⑤支給認定証再交付申請（紛失等により認定証の再交付の申請を行うとき）

(3) マイナンバー記載に係る確認等について

マイナンバー（個人番号）を記載した申請書等を提出する場合、なりすましなどを防止するため、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。そのため、支給認定に係る手続きを行う際は、次の（ア）～（ウ）のいずれかの書類をお持ちください。

提示が必要な人	必 要 書 類
保護者（父または母）	（ア）マイナンバーカード（写真付き）の表裏
	（イ）マイナンバー通知カード＋身分証明書（運転免許証など）
	（ウ）マイナンバー記載の住民票＋身分証明書（運転免許証など）